

障害者手帳の役割と 使い方

～タクシーと自動車関係の割引等～

初めに

- ◆自治体ごとに「障害者手帳のしおり」として、障害者手帳を持っている方が受けれる行政サービス等についてまとめた冊子があります。
- ◆インターネットや市区町村の市役所にお問合せ入手し読んでみてください
- ◆また、こちらを読んで実際申請しようとする際にも必ず自治体の担当者に確認する様をお願いいたします

- ◆今回は、東京都足立区を元に作っております。
- ◆あくまでも参考としてお読みください。

福祉タクシー券

内容

外出困難な心身障がい者に、日常生活の利便と生活圏の拡大を図るために、東京23区・武蔵野市・三鷹市で利用できる福祉タクシー券を、申請月に応じて年1回交付します。

対象

内部機能障がい者で1級の方など

※自動車燃料費助成との併給はできません

タクシー運賃割引

内容

身体・知的障がい者がタクシーを利用する際、運賃が割引になります。

対象

身体障害者手帳などを所持している方

割引内容

タクシー運賃の10%を割引

利用方法

乗車時に手帳の写真貼付ページを乗務員に提示して本人確認を受けてください

自動車燃料費助成

内容

身体障害者が自己もしくは同居する家族の所有する自動車または原動機付自転車により外出した場合、その燃料費の一部を助成します(年度末一括支払い)。

対象

《障がい者運転の場合》 内部機能障害で1～3級など

《家族運転の場合》 同居の障害者が、内部機能障害1級などの方

※単身生活する障がい者の所有車を常時介護者が運転する場合も可。

※福祉タクシー券との併給はできません。

駐車禁止の対象除外

【内容】

公安委員会が交付した駐車禁止等除外標章を車の前面に提示することで、公安委員会指定の駐車禁止場所などの規制対象から、原則として除外されます。

※申請方法と駐車する上での注意点は、所管の警察署でご確認ください。

【対象】

都内に住所を有し、下表に該当する手帳の交付を受けている方

有料道路通行料金の割引

内容

身体・重度の知的障害者(児)が通勤・通学、通院などの日常生活で有料道路を利用する場合、通常料金が割引になる制度です。

対象

有料道路を利用する際、料金所の係員に身体障害者手帳を呈示することにより、**50%の割引**を受けられます。

ETC利用者にも割引が適用されます。

割引適用にあたっては自治体の担当部署での事前手続きが必要となります。

公共駐車場の割引

【対象と利用方法】

以下の公共駐車場で身体障害者手帳などを提示する

【利用施設】

《最初の1時間無料》

日本橋、宝町、東銀座、新京橋、板橋四ツ又、錦糸町パークタワー、しごとセンターなど

《全額無料》

都庁第一・第二本庁舎、世田谷区二子玉川公園、生物園第一・第二
健康プラザ「ハイジア」地下（駐車禁止除外指定車のみ）
北鹿浜公園（専用スペースに駐車）